

ルールを守って 明るい港湾

港湾労働者の雇用は適正な手続きで！

令和
7年

港湾労働法
遵守強化旬間

11月21日～30日



厚生労働省 都府県労働局 公共職業安定所 (ハローワーク)
一般財団法人 港湾労働安定協会 (東京支部・横浜支部・川崎支所・名古屋支部
大阪支部・神戸支部・関門支部・下関支所)

港湾労働者派遣には港湾労働者雇用安定センターを活用しよう！